

最近の新聞には高齢者を狙った架空請求や訪問販売、点検商法など、悪質商法の記事が多く掲載されていて心配です。悪質商法の被害に遭わないようにするために、町内会で勉強会をしたいのですが、消費生活センターで何か協力していただけるのでしょうか。

(70代男性)

昨年、県消費生活センターに寄せられた高齢者(65歳以上)からの相談内容は、インターネットを利用して、画面をクリックしたら「登録完了」や「請求画面」などの表示が出てしまうという架空請求・不当請求などのデジタルコンテンツに関するものが最も多くなっています

また、光通信サービスやプロバイダ契約の相談などのインターネット接続回線に関する相談も多く、注意が必要です。

高齢者の振込め詐欺などのトラブルを少しでも防ぐためには、悪質商法などの手口を知り、消費者一人一人が被害に遭わないための知識を身に付けておくことが大切です。

県消費生活センターでは、このような消費者の被害を少しでも減らすため、消費生活出前講座を実施しています。町内会や老人クラブの学習会、学校の授業やPTAの研修会、大学入学時のオリエンテーション、職場の研修会など、皆さんの学習の場へセンターの職員が講師としておうかがいします。

講座では、最近の悪質商法の事例や手口と対処法などを伝え、紙芝居・クイズ・ロールプレイングなど、受講者参加型で楽しく学ぶこともできます。土日や夜間も対応しており、費用は無料ですので、ぜひ活用ください。

また、消費生活や悪質商法等に関するDVDやビデオの無料貸出も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。電話番号は、県消費生活センター023(630)3239です。

悪質商法についての知識を身につけ、被害に遭わないようにしましょう。商品やサービスの契約に関するトラブルや消費生活に関する困り事、心配事がありましたら、すぐに消費生活センターや市町村の消費者行政窓口にご相談ください。